

## 長野県指導力不足等教員判定委員会の委員の任命について

教育政策課

長野県指導力不足等教員判定委員会の委員として、次のとおり任命するものとする。

任命委員 6 名

氏 名	役職等	備 考
おち やすし 越智 康詞	信州大学教育学部 教授	再 任
せき けん 関 健	社会医療法人城西医療財団 理事長・総長	再 任
わしざわ こういち 鷺澤 幸一	炭平コーポレーション株式会社 代表取締役社長	再 任
わたなべ かずよ 渡邊 和代	元 公立小学校長	再 任
おおい みとこ 大井 美富子	元 公立高等学校長	再 任
もり しのぶ 森 しのぶ	長野県PTA連合会 副会長	再 任

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

### 【設置根拠】

○長野県附属機関条例（令和2年4月1日施行）  
（設置及び担当事務）

第2条 執行機関の附属機関として、別表の第1欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第2欄に掲げるとおりとする。

（別表）（第2条、第3条、第4条関係）

#### 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県指導力不足等教員判定委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関する事項の審議に関すること。	教育公務員特例法第25条第5項に規定する者	6人以内	2年

○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）  
（指導改善研修）

#### 第25条

5 任命権者は、第1項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則（幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。）で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聴かなければならない。